

意見書案 (令和7年9月定例議会)

| No. | 件名 | 提出会派 | 頁 |
|-----|---|-----------|----|
| 1 | 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書 (案) | 日本共産党 | 2 |
| 2 | 長生炭鉱の遺骨収集に対し、責任ある誠実な対応を求める意見書 (案) | 日本共産党 | 3 |
| 3 | 虐殺と飢餓からパレスチナ・ガザの人々の命と人権を守るための意見書 (案) | 日本共産党 | 4 |
| 4 | 万博パビリオン工事未払い問題における早急な救済措置を求める要望書 (案) | 日本共産党 | 5 |
| 5 | OTC 類似薬の保険適用除外の中止を求める意見書 (案) | 日本共産党 | 6 |
| 6 | 英語スピーキングテスト (ESAT-J) を都立高校入試に使わないよう求める意見書 (案) | 日本共産党 | 7 |
| 7 | 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書 (案) | 日本共産党 | 8 |
| 8 | ワークルール教育推進法 (案) の制定を求める意見書 (案) | A G O R A | 9 |
| 9 | 中小企業の経営安定と通商交渉の透明性確保を求める意見書 (案) | A G O R A | 10 |
| 10 | 墓地、埋葬等に関する法律の改正を求める意見書 (案) | A G O R A | 11 |
| 11 | 東京都における火葬場の公共性確保と料金適正化を求める意見書 (案) | A G O R A | 12 |
| 12 | 包括的性教育の推進を求める意見書 (案) | A G O R A | 13 |
| 13 | 選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書 (案) | A G O R A | 14 |
| 14 | 長生炭鉱の調査活動への積極的な政府の関与を求める意見書 (案) | 区民が主役 | 15 |
| 15 | 留学生への生活費支援の支給撤廃方針を撤回するよう求める意見書 (案) | 区民が主役 | 16 |

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

世界で夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本だけです。この間、夫婦同姓を強制する現行規定は「法の下での平等」「婚姻の自由」をうたう憲法に反するとして多くの裁判が行われています。

夫婦同姓の強制の始まりは 1898 年制定の明治民法で、夫婦同氏が「家の呼称」として制度上義務化されたことに始まります。絶対的な権力をもつ「戸主」のもとで家族全員が一つの「家の氏」を称した戦前の「家制度」の名残であり、戦前の「家制度」は 1947 年に日本国憲法施行で廃止され、同年の民法改正で氏名は個人として尊重される証しであり、人格権の象徴に大きく変わりました。

1996 年には法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を答申し、2025 年に国会で 28 年ぶりに選択的夫婦別姓を導入する民法改正案が審議入りしました。

世論調査では選択的夫婦別姓への賛成が多数となっています。今年 2 月の朝日新聞の調査では、賛成 63%、反対 29%、特に 18～29 歳は賛成 80%、反対 16%と、若い世代で導入への賛成がとて高くなっています。

日本経団連や経済同友会などの財界団体も、早期導入を政府に要望しています。国連の女性差別撤廃委員会からは、日本政府に対して 4 度にわたる勧告がなされています。

人はその名前と呼ばれることで社会とつながり生きてきたのであり、氏名はその人のアイデンティティーの一部です。望まない人に「姓を変更するか婚姻をあきらめるか」の選択を強制すべきではありません。また婚姻によって改姓するのは今も 95%が女性であり、多くの女性が仕事や社会生活上の様々な不便・不利益を体験していることはジェンダー差別です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓の速やかな実施を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

長生炭鉱の遺骨収集に対し、責任ある誠実な対応を求める意見書（案）

山口県宇部市の長^{ちようせい}生炭鉱は、戦時中の1942年2月に水没事故が発生し、朝鮮人136人を含む183人が犠牲になりました。

長生炭鉱の労働者の多くは強制動員された朝鮮人たちです。事故後炭鉱は放棄され、現在まで犠牲者の遺骨は海底に取り残されています。地元では市民団体「長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会」が、追悼式の開催や遺骨収容などの活動を続けています。昨年10月に坑口が開かれて以降、遺骨の発見、収容にむけた潜水調査が断続的に行われています。今月上旬に行われた潜水調査では、遺骨が残っている可能性の高い本坑道への進入に成功しています。

そして、2025年8月25、26日、昨年7月から6、7回目となる潜水調査が行われ、事故犠牲者の遺骨とみられる骨が見つかりました。発見したダイバーによると、坑道内に少なくとも4人分の骨とブーツがあり、そのうち3本の骨と頭蓋骨を持ち帰りました。

長生炭鉱水没事故について、市民団体「長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会」がクラウドファンディングで資金を集め、水中探検家の伊左治佳孝さんによる潜水調査が進められ、遺骨の収容に全力をあげてられました。

国会では、石破茂首相に対し「国として発掘調査を始めるべきだ」との要求がありましたが、首相は「埋没位置、深度等が明らかではない」として、遺骨発掘は「困難だ」と拒否しました。しかし、遺骨が発見され、場所も特定された以上、この説明は通用しません。

ただちに国が責任を持ち、財政的な支援を含め、遺骨の本格的な収容作業に全力を挙げることが求められます。

戦争に向けた国策として無謀で危険な海底炭鉱の作業に従事させたことは、植民地支配と侵略戦争の犠牲者であることは間違いありません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、責任ある誠実な対応を取ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

虐殺と飢餓からパレスチナ・ガザの人々の命と人権を守るための意見書（案）

パレスチナ・ガザの人々の命と人権が、重大な危機に瀕^{ひん}しています。

イスラエルは、国際社会の圧倒的多数の声を無視して、ガザ地区などへの国際法違反の無差別攻撃を繰り返し、2023年10月以降の犠牲者は6万2千人を超えています。

今年1月には、人道支援の中心的な役割を担ってきた国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の活動を禁止する法律を施行し、食料や医薬品などの人道支援物資の搬入を妨げています。米国の関与のもとで「ガザ人道財団」が2月に創設されましたが、400カ所あった食料配給所は4カ所に激減し、食料を求めて集まった住民に対する発砲・殺害が相次いでいます。

国際NGO、115団体は7月23日の共同声明で、「すべての陸路を開通し、食料や清潔な水、医療物資、避難用品、燃料の供給を国連主導の仕組みという原則を通じて再開すること」を求めています。

日本を含む26カ国と欧州連合（EU）の外相は8月12日、共同声明を発表し、イスラエルに対し、すべての支援物資のガザ地区への搬入を認めるよう求めました。

一方、イスラエル政府はガザ市の制圧等に関する計画の決定を発表し、軍事作戦を拡大しており、国際社会が一致協力して、イスラエルの戦争犯罪・ジェノサイドを止めることは急務です。

国連総会は昨年、国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見に基づき、イスラエルに対し占領政策の1年以内の終結を求め、加盟国にはイスラエルへの武器輸出、違法入植地からの輸入禁止など、非軍事的措置・制裁の実施を呼びかける決議を採択しました。

現在、パレスチナを国家承認している国の数は147カ国、国連加盟国の4分の3にのぼり、主要7カ国（G7）でも、フランス、イギリス、カナダが相次いで表明しましたが、日本政府はいまだに表明していません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下のことを緊急に要請します。

記

- 1 パレスチナの国家承認をただちに行うこと。入植地からの撤退、違法な駐留の終結など、イスラエル及びパレスチナ国家による2国家解決に向け、国際社会に働きかけること。
- 2 イスラエルの戦争犯罪を止める国際的制裁の実施を国際社会に働きかけること。
- 3 日本政府として、国連決議に基づくイスラエルに対する具体的な措置を実施すること。国際的制裁の精神に反する、イスラエルとの経済連携協定締結に向けた協議をとりやめ、イスラエル企業からの無人攻撃機（攻撃型ドローン）の輸入を行わないこと。
- 4 米国政府がいまもなおイスラエルを擁護していることは許されません。イスラエルに対する軍事的・経済的支援をただちに停止するよう要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

万博パビリオン工事未払い問題における早急な救済措置を求める要望書（案）

大阪・関西万博の海外パビリオン建設工事に携わった下請け業者への工事費の未払い問題が発生しています。

未払いに関わっているのは、分かっているだけでアメリカ、中国、ドイツ、インド、マルタ、アンゴラなど 11 カ国で、全国商工団体連合会が行った「工事代金未払い被害 110 番アンケート」によれば、被害総額は 4 億円を超えています。

被害にあう下請け業者らは令和 7 年 8 月 7 日、連鎖倒産の危機から命を守る緊急の救済措置を求める署名 4 万 8,617 人分を集め、大阪府や国・万博協会あてに提出しました。下請け業者からは「土地を売り支払いにあてた」「学費を払えず息子が大学をやめた」「差し出せるものはすべて出した。あとは自分の命しかない」など、悲痛な声が寄せられています。

関西万博は「国家的プロジェクト」と位置づけられ、万博の開幕に間に合わせようと昼夜を分かたず工事にあつた職人が、工事代金の未払いによって廃業や生活の危機に直面しています。「国家的プロジェクト」に携わった下請け企業が廃業することなどあつてはならないことであり、国には建設業法に基づいて、不払いを是正させる指導監督の責任があり、協会も法令を順守させる責任が問われます。

よって、文京区議会は、政府及び大阪府に対し、以下の事を強く求めます。

記

- 1 海外パビリオン建設工事に携わった元請業者に対し、下請け業者への工事費代金を支払うよう指導すること。
- 2 下請け業者への未払い分については、金融機関と連携して建て替え払いや返済期間が長期の無利子融資を緊急に行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

宛て

国際博覧会担当大臣

大阪府知事

OTC 類似薬の保険適用除外の中止を求める意見書（案）

自由民主党、公明党、日本維新の会の3党は今年6月、医療費4兆円削減に向けて合意し、石破政権が骨太方針2025で、OTC類似薬の保険給付除外について、早期に実現可能なものは2026年から実行するとの方針を掲げました。

OTC類似薬の保険適用除外が実施されれば自己負担増によって、治療が必要な患者の受診控えなどが生じ症状の悪化を招きかねず、薬剤の適正使用を困難にし、受療権の侵害につながります。日本医師会もOTC 類似薬の保険適用除外について、医療機関の受診控えによる健康被害、経済的負担の増加、薬の適正使用が難しくなることの3点をあげて強い懸念を表明しています（令和7年2月13日宮川常任理事記者会見）。

OTC類似薬の保険適用除外が行われると、乳幼児医療費助成制度で無料か少額の負担で治療薬が処方されていた地域で高額なOTC 医薬品を購入しなければならない事態が生じ、難病で医療費助成の対象疾病として月額の自己負担上限額が適用されている患者が医療費助成の対象から外され、大幅な負担増になることが想定されます。リウマチなどの自己免疫疾患や広範囲の皮膚炎などで長期にわたりOTC 類似薬の使用が必要な患者もいます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国民皆保険制度のもとですべての国民に必要な医療が保険給付されるよう、OTC 類似薬の保険適用除外を中止するよう求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

英語スピーキングテスト(ESAT-J)を都立高校入試に使わないよう求める意見書(案)

公立中学校の全学年の生徒を対象に行われる英語スピーキングテスト(ESAT-J)は多くの問題が指摘されながらも2024年度に3回目のテストが行われ、約7万人が受験しました。機器の不具合や試験監督の運営の不手際などが相次ぎ、再試験対象となった生徒は前年度から4倍超の255人に上っています。

英語スピーキングテストの都立高校入試への活用中止のための都議会議員連盟など4団体が行った実施状況調査では、「機材トラブルで(午後3時半予定の)帰宅が6時になった」「試験官のミスで22人が再試験になった」との声や、午後5時や6時まで待たされ再受験するよう言い渡されたとの声も複数寄せられています。

英語スピーキングテストに対しては、「不受験者に仮結果推定の点数をあたえることで不受験者が有利になる設計上の問題がある」「同じ試験問題を使って同じ会場で前半、後半に分けて受験させることや、教室内に多人数の受験生を詰め込むことで解答音声漏洩する恐れがある」「試験監督の研修が不十分で運営に支障をきたした事例がある」「10～15分のテストに受験生が5時間以上拘束される」などの声や問題点が保護者や専門家から指摘されています。

よって、文京区議会は、東京都及び東京都教育委員会に対し、公平性・公正性を担保できない英語スピーキングテストは都立高校入試への活用をしないよう求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て
東京都教育委員会教育長

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

自分に責任がないにもかかわらず服役させられ、あるいは命を奪われるなど、冤罪により処罰されることは国家による最大の人権侵害の一つであり、再審手続は、冤罪被害者を救済する最後の手段です。

刑事訴訟法において再審手続に関する規定は、第 435 条を含めてわずか 19 条しかなく、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審でも適用されるという画期的な判断を示した「白鳥決定」（1975 年）により再審開始の門は広がったものの、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられています。そのため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって様々であり、いわゆる再審格差と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れており、再審における手続きの整備の必要性が強く求められています。

また、通常の刑事事件の裁判では、一定の要件の下で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示について定めた明文の規定が存在していません。検察や警察といった捜査機関には冤罪被害者に有利な証拠が存在している可能性があるにもかかわらず、検察官にはそのような証拠を開示する義務がなく、証拠が開示されるかは裁判官及び検察官の裁量に係っているため、無罪証拠が隠されたまま再審請求を認めない判断が確定する可能性もあります。

証拠開示の制度化は、再審開始決定に大きく影響しており、いわゆる袴田事件においては、再審請求審において検察官が一貫して存在を否定していた「5 点の衣類の写真」のネガフィルムを開示させたことが、2023 年 3 月の再審開始決定の確定に大きく影響しました。ところが、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、袴田事件では、最初の再審請求から裁判所が再審開始を決定するまで 33 年かかりました。検察官の不服申立てにより冤罪被害者の速やかな救済が妨げられていることは明らかです。

国会には超党派の国会議員連盟がまとめた刑事訴訟法改正案が 6 月に提出され、継続審議となっていますが、速やかな審議と成立が待たれています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、冤罪被害者を早期に救済するために、次のとおり刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く要望します。

記

- 1 再審請求審において、全ての証拠を開示するルールを作ること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審手続を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

ワークルール教育推進法（案）の制定を求める意見書（案）

「ワークルール教育推進法（案）」は、労働者が自らの権利を理解し、適切に行使できるようにするための教育を推進し、労働法の知識普及を通じて健全な労働環境の形成を図ることを目的としています。

国会においては、2016年に超党派の「非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活を考える議員連盟」によりワークルール教育推進法検討チームが発足し、与党議員も含めた議論を経て、法案が策定されました。さらに、2025年2月の同議員連盟総会においても、その必要性が改めて議論されました。

労働法に関する適切な知識は、労働者にとって権利を守るために不可欠であると同時に、使用者にとっても健全な事業運営の基盤となります。ワークルール教育の推進は、労働者と経営者の双方が共通の理解を持ち、良好な労働環境を築くために不可欠であり、社会全体に利益をもたらすものです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、社会に出る若者が自らの権利を守る力を養い、働く上でのルールが社会全体で遵守される環境を整備・推進するため、以下の事項を含む「ワークルール教育推進法」を速やかに制定することを強く要請します。

記

- 1 労働法教育の充実
学校教育や職場研修に労働法に関する内容を取り入れ、労働者が自らの権利を理解できるようにすること。
- 2 経営者への普及啓発
経営者が労働法を正しく理解し、適切な労務管理を行うことで、法令違反や労務リスクの回避を促進すること。
- 3 生涯学習としての展開
学齢期から高齢期まで、あらゆる世代が労働法を学ぶ機会を持てるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

中小企業の経営安定と通商交渉の透明性確保を求める意見書（案）

2025年7月、いわゆる「トランプ関税」をめぐる日米交渉において、関税措置の見直しに合意したとされるにもかかわらず、合意内容が文書化されていなかったことが明らかになりました。さらに8月には、日本が合意したとされる対米5,500億ドル（約80兆円）規模の投資内容について、日米の間で根本的な認識の食い違いがあることが判明し、交渉は重大な混乱に陥っています。

このような事態に至った最大の原因は、日本政府が交渉の過程や合意内容を一切文書として明示せず、国会審議も経ないまま、事実上の「口約束」で対外政策を進めてきた姿勢にあります。

現政権は、「迅速な実行」や「短期的成果のアピール」を優先するあまり、通商政策の根幹にかかわる重大な内容を国民にも、国会にも、関係事業者にも開示してきませんでした。その結果、米国側が「日本政府が80兆円を支出する」「投資資金はトランプ大統領の裁量で使える」などと一方的に発信して既成事実化を進める事態を招き、日本の外交的立場と経済的利益を著しく損なう危険性が高まっています。

とりわけ中小企業にとっては、通商交渉に関する情報へのアクセスが限られており、市場条件の急変や関税制度の変更に備える余地がほとんどない中で、交渉内容が不透明なまま進められ、しかも事後的に「実はこうだった」と示されるような形では、適切な経営判断も支援も困難となります。

通商政策は、一部の大企業の利益だけではなく、地域経済や多くの中小企業の経営、さらには国民生活に直結する重大な政策分野です。それを、政治的成果の演出材料とするかのような政府の姿勢は看過すべきではありません。

よって、文京区議会は、政府に対し、以下の事項について早急に対応を講じるよう強く求めます。

記

- 1 日米通商交渉における経過および合意内容について、可能な限り速やかに文書として整理・公表し、国会および国民に対する説明責任を果たすこと。
- 2 中小企業を含む関係事業者への影響が甚大であることを踏まえ、交渉の内容や進展状況を定期的に説明する体制を整備し、経営判断に資する情報提供を行うこと。
- 3 交渉内容が関税や投資枠組みに及ぶ場合には、経過措置や緊急支援制度を準備し、特に中小企業が柔軟に対応できる環境を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

農林水産大臣 宛て

経済産業大臣

内閣官房長官

墓地、埋葬等に関する法律の改正を求める意見書（案）

「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「法」という。）第1条は、火葬場の管理等について「公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」と規定しており、火葬場は国民生活に不可欠な公共の施設であることが明確にされています。

しかしながら、東京23区においては、歴史的経緯から9か所中7か所の火葬場が民間企業によって経営され、料金改定や制度脱退が区民生活に直結しています。

現行法の下では、特別区は法第18条に基づき衛生・管理状況の検査権限を有しているものの、火葬料金の妥当性を検証し、必要に応じて是正する権限は与えられていません。そのため、料金水準やコスト構造が不透明となり、営利目的によって公共性がゆがめられることへの懸念が高まっています。

死は誰にでも平等に訪れるものであり、火葬場の運営は死者の尊厳を守り、近親者の悲嘆に配慮するという公共性の極めて高い事業です。たとえ民営であっても、経営主体は非営利性を担保し、料金は透明かつ妥当でなければなりません。

多死社会を迎える今、火葬場を公共性に基づいて安定的に運営するためには、国が法改正により制度的裏付けを整えることが不可欠であり、抜本的な見直しが必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記事項を含む法改正を速やかに実施するよう強く求めます。

記

- 1 火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行う場合には、公益目的に則り、火葬業と他の事業との経理・会計を明確に区分（独立採算制）することを義務付け、火葬業に係る収支の透明性を確保すること。
- 2 民営事業者が経営する火葬場については、公益性を最優先とする非営利事業としての性格を明確に規定し、過度な利益追求を禁止すること。
- 3 火葬料金を公共料金に準じる性格を持つものとして位置づけ、料金の届け出制を導入し、国または地方公共団体が事前に把握・監督できる仕組みを構築すること。
- 4 火葬料金の妥当性を検証し、必要に応じて是正できる指導権限を、国または地方自治体に付与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

東京都における火葬場の公共性確保と料金適正化を求める意見書（案）

東京 23 区では、区民が比較的低廉に葬儀を行える「区民葬儀」の枠組みから、火葬の 9 割を担ってきた東京博善株式会社が本年度末で脱退することを表明しました。これにより、区民の火葬料金は来年度以降さらに値上がりする見通しです。

特別区長会は当面の対策として、2026 年度から助成制度を創設する方針を決めましたが、これはあくまで応急的な対応にとどまり、抜本的な改善にも持続可能性にも至りません。区民は依然として「営利企業による料金設定」に左右され、不安を抱えたままです。

東京都は広域自治体として、区部全体を俯瞰し、火葬需要の将来予測やキャパシティ不足の解消を主導する責任があります。死亡者数の増加に伴い、2040 年代にかけて火葬需要がピークを迎えると見込まれており、今こそ都が公共的責任を明確にし、持続可能な火葬体制の構築に乗り出すべき時です。

よって、文京区議会は、東京都及び都議会対し、次の施策を速やかに講じるよう強く求めます。

記

- 1 火葬需要の将来予測に基づき、キャパシティ不足を解消するためのロードマップを策定すること。
- 2 民営火葬場の料金について、届け出制などの仕組みにより妥当性と非営利性を検証し、収支の透明性を確保すること。
- 3 公営火葬場の整備を都が主導し、単独区で困難な場合は近隣区との広域連携を支援すること。
- 4 災害時における急増需要にも対応できる、安定的で持続可能な体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て
東京都議会議長

包括的性教育の推進を求める意見書（案）

現在、日本の子どもや若者を取り巻く性に関する課題は、多岐にわたっています。インターネットや SNS の普及など、社会環境の変化により、性に関する情報に早期から接触する機会が広がる一方で、適切な知識や判断力を持たないまま、困難な状況に直面する若者も少なくありません。また、性に関する不安を抱えても相談先が限られ、孤立するケースも報告されています。

こうした状況にもかかわらず、学校教育における性教育の内容や機会は、なお十分とは言えない状況にあります。妊娠や避妊、性的同意、性の多様性、人間関係といった重要なテーマを、年齢や発達段階に応じて継続的・体系的に学ぶ機会の保障が求められています。

一方で、国際的にはユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づく「包括的性教育（Comprehensive Sexuality Education: CSE）」が広く導入されています。たとえば、ドイツでは小学校高学年から性交や避妊について教えており、フィンランドや韓国では、性教育の学習時間が 20 時間を超え、日本の 6 倍以上となっています。

包括的性教育は、単に生殖や避妊の知識を教えるだけでなく、性の多様性やジェンダー平等、人権、ウェルビーイング（心身の幸福）といった幅広い視点を含むものであり、年齢や発達段階に応じて体系的に学ぶ教育です。子どもや若者の自己肯定感やエンパワーメントを支え、持続可能な社会の実現に資する重要な取り組みであり、国連の持続可能な開発目標（SDGs）における「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「人や国の不平等をなくそう」といった目標にも合致する重要な施策です。

よって、文京区議会では、政府に対し、以下の事項を早急に講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 学校教育における性教育の充実にあたり、ユネスコが作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた「包括的性教育」を積極的に導入すること。
- 2 年齢や発達段階に応じた科学的で実用的な性に関する知識が学べるよう、教育内容の改善と学びの機会の確保を進めること。
- 3 学校や教員が地域や生徒の実情に応じて柔軟に授業を行えるよう、教材や指導体制を整備するとともに、教職課程における包括的性教育の導入、保護者や地域社会の理解促進に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

宛て

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書（案）

現行の民法第750条では、夫婦が婚姻の際に同一の氏を称することが義務付けられており、その結果として、特に女性を中心に、改姓による職業上の不利益や社会的信用・実績の断絶、さらには自己のアイデンティティ喪失といった問題が長年にわたり指摘されてきました。

国際的には、夫婦同姓を強制している国は日本のみであり、諸外国で広く認められている選択的夫婦別姓制度の導入は、男女平等と個人の尊重を重視する社会の実現に不可欠です。実際に海外で活躍する邦人からは、通称使用を余儀なくされることによる深刻な弊害が数多く報告されています。銀行口座や公的手続で通称が通用せずトラブルに直面する事例、研究機関や国際機関での採用・契約過程で不利益を被る事例など、キャリア形成や安全確保の観点からも制度導入は急務です。

2025年通常国会では、28年ぶりに選択的夫婦別姓法案が衆議院で審議されました。審議を通じて制度設計や戸籍との関係など主要な論点は出尽くし、当事者の切実な声も国会に直接届けられました。しかし、法案は成立に至らず、国会は国民の思いに応えることができませんでした。

結婚による改姓は、多くの場合女性に偏り、キャリアや業績の評価に不利益をもたらし、戸籍名と通称の使い分けという負担を強いています。現行制度の弊害についての認識は既に社会に広く共有されており、もはや「拙速」や「議論不足」を理由に先送りすることは許されません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、秋の臨時国会において確実に選択的夫婦別姓制度を実現させるよう、求めます。

記

- 1 民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入すること。
- 2 制度設計にあたり、夫婦同姓を望む人の自由を保障しつつ、別姓を希望する人の権利を確実に認めること。
- 3 国際社会における孤立を回避し、個人の尊厳と多様な生き方を保障するため、秋の臨時国会での成立を最優先課題とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官 宛て
衆議院議長
参議院議長

長生炭鉱の調査活動への積極的な政府の関与を求める意見書（案）

太平洋戦争中の 1942 年、山口県宇部市の海底炭鉱「長生炭鉱」で、朝鮮半島出身者を含む 183 人が死亡した水没事故がおきました。8 月末、市民団体による調査の結果、跡地の坑道で、炭鉱労働者の可能性がある人骨が収容されました。しかし、坑道にはなお多くの遺骨が眠り、遺族の高齢化が進む中、遺族たちは時間がないと危機感を募らせています。

政府は「戦没者遺骨収集推進法」で、戦没者の遺骨収集を「国の責務」と定めるが、「戦没者」は戦闘で亡くなった人を指し、炭鉱労働者については「法の対象外」としてきました。

また、朝鮮半島からの民間徴用者の遺骨について、2005 年の日韓協議を受け返還を続けているが、海底にある長生炭鉱については、「発掘の実施は困難」という姿勢でした。

長らく、「骨の埋没深度や位置が明らかではない」と収容に協力せず、見つかった場合の対応についても「仮定の質問には答えられない」としていましたが、人骨と確定したことで、あらためて政府の対応が迫られます。

よって、文京区議会は、政府に対して、政府が責任を持って調査活動に積極的に関与し、収容した人骨の DNA 鑑定を行ったうえ、速やかに遺族に遺骨を返還することを、強く求めます。

以上 地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣 宛て

留学生への生活費支援の支給撤廃方針を撤回するよう求める意見書（案）

文部科学省は、博士課程の大学院生を支援する「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」で、留学生には生活費を支給しない方針を固めました。

博士課程の大学院生は、欧米では研究労働者として位置づけられ、給与が支給されるのが一般的です。ところが日本では、「研究者と学生の両面がある」とされ、授業料まで負担しなければなりません。

SPRING は、遅れている博士支援を強めようと 2021 年度に導入され、2024 年度は約 1 万人に生活費支援として最大年 240 万円が支給されていました。留学生が 4 割で、そのうち国籍別では中国が最多でした。

文科省の生活費支援を「日本人に限定」との方針は、国籍を理由とした明白な差別であり、人権を保障する憲法や国際人権規約の平等原則に反します。

大学教育の国際化を目指すことで、研究者を増やし、研究の質を高め、日本人も含めて修士課程の院生が、経済的自立のための就職ではなく、進学を選ぶことができるよう、支援を強化するべきです。

よって、文京区議会は、政府に対し、留学生を対象から排除する制度変更を撤回するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

文部科学大臣 宛て